

男女共同参画センターにおける業務及び運営に関するガイドライン作成上の基本的な考え方

男女共同参画センターにおける業務及び運営に関するガイドラインについては、「男女共同参画センターにおける業務及び運営に関するガイドライン作成検討ワーキング・グループ」における検討の結果を踏まえ、以下に示す基本的な考え方に基づき、内閣府において作成することとしたい。

- ガイドラインには、男女共同参画センターにおける業務の内容及び体制の整備に関し、多くの地域において参考となる事項や一般的に留意すべき点について記載し、地方公共団体の手引きとなる内容とする。
- ガイドラインは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的な助言として地方公共団体に示すことを念頭に置き、作成するものとする。したがって、当該ガイドラインをもって、地方公共団体に対し画一的な対応を求めたり、ガイドラインに記載された内容を強制したりするものとは考えていない。